

第27節 永住者

第1 在留資格の審査

1 永住者の在留資格について

「永住者」の在留資格は、入管法別表第二の項の下欄において、「法務大臣が永住を認める者」と規定されているもので、その後の生涯を本邦に生活の本拠をおいて過ごす者が想定されているが、近時高度人材等政策的に我が国への入国・在留を促進すべき外国人へのインセンティブとして、永住許可をすることも行われている。

永住者の在留資格をもって在留する者は、在留活動に制限はなく、在留期間にも制限がないことから、永住許可に係る審査は言わば入管としては当該外国人の在留に関する最終の審査になることから、適切に行う必要がある。もとより、在留資格の取消しの対象であり、退去強制事由に該当すれば、退去を強制されることもあることから、永住者についても、引き続き在留状況を把握し、適切な管理を行う対象である。

なお、入管特例法に規定する「特別永住者」は、法第2条の2第1項に定める「他の法律に特別の規定がある場合」に該当し、入管法別表第二所定の「法務大臣が永住を認める者」には当たらない。

永住許可の基本的な考え方は、「相当期間日本に在留した間の在留状況に問題がなく、将来にわたってその在留に問題がないことが想定される」ことである。これに関し、何をもち「問題がなく」と見るかについて、それが具体的な要件となる。

2 該当範囲

入管法別表第二の「永住者」の項の下欄は、本邦において有する身分又は地位について、以下のとおり規定している。

法務大臣が永住を認める者

3 永住許可の法律上の要件

入管法第22条第2項は、永住許可の法律上の要件について、次のとおり規定している。

法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあっては次の各号に適合することを要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護

の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあっては第二号に適合することを要しない。

- 一 素行が善良であること。
- 二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

(1) 法律上の要件

ア 下記イ及びウ以外の者の要件

(ア) 素行が善良であること（以下「素行善良要件」という。）。

(イ) 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること（以下「独立生計要件」という。）。

(ウ) 法務大臣が日本国の利益に合すると認めたこと（以下「国益要件」という。）。

イ 日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子

国益要件

ウ 難民認定、補完的保護対象者の認定を受けた者又は第三国定住難民

素行善良要件及び国益要件（入管法第22条第2項ただし書及び入管法第61条の2の11参照）

(2) 用語の意義

上記(1)の法律上の要件は、具体的に次のとおりとする。

ア 素行善良要件

次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 日本国の法令に違反して、拘禁刑（懲役、禁錮を含む。）又は罰金に処せられたことがある者。ただし、以下のいずれかに該当する者である場合には、これに該当しないものとして扱う。

- 刑の消滅の規定の適用を受ける者
- 執行猶予の言渡しを受けた場合で当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者
- 復権により資格が回復した者

【参考】刑の消滅（刑法第34条の2）

① 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以

上の刑に処せられないで5年を経過したときも、同様とする。

- ② 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで2年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

(イ) 少年法による保護処分（少年法第24条第1項第1号、第3号、同法第64条第1項第1号、第2号又は第3号）が継続中の者（交通短期保護観察又は交通事件により少年法第64条第1項第1号の保護処分が継続している場合を含む。）。

【参考1】保護処分の決定（少年法第24条）

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第3号の保護処分をすることができる。

- ① 保護観察所の保護観察に付すること。
- ② 略
- ③ 少年院に送致すること。

【参考2】保護処分についての特例（少年法第64条）

第24条第1項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第23条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第1号の保護処分に限り、これを行うことができる。

- ① 6月の保護観察所の保護観察に付すること
- ② 2年の保護観察所の保護観察に付すること
- ③ 少年院に送致すること

(ウ) 日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者。

(注)

イ 独立生計要件

日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その者の職業又はその者の有する資産等から見て将来において安定した生活が見込まれることをいう。

すなわち、生活保護を受給しておらず、現在及び将来においていわゆる「自活」をすることが可能と認められる必要がある。

独立生計要件は、必ずしも申請人自身が具備している必要はなく、申請人が配偶者等とともに構成する世帯単位で見た場合に安定した生活を続けることができると認められる場合には、これに適合するものとして扱う。また、必ずしも収入のみで判断することなく、世帯単位において預貯金、不動産等の一定の資産を有している場合には、これに適合するものとして扱う。

確認対象期間は、申請時の直近5年間とする。ただし、以下に該当する者については、それぞれに定めるところによる。

なお、地方公共団体の事情等により対象期間分の資料が取得できない場合には、取得可能な最長期間分について提出を求めることとする。

(ア) 確認対象期間を申請時の直近1年間とする者

- 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること
 - ・ 永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められ、1年以上継続して80点以上の点数を有し本邦に在留していること
- 特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 「特別高度人材」として1年以上継続して本邦に在留していること
 - ・ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること

(イ) 確認対象期間を申請時の直近3年間とする者

- 構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において当該特区の特定事業

等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者

- 地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示36号又は37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者
- 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること
 - ・ 永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること

(注1)

(注2)

(注3)

(注 4)

(注 5)

(注 6)

(注 7)

(注 8)

(注 9)

(注10)

(注11)

(注12)

ウ 国益要件

次の(ア)から(カ)までのいずれにも適合する者であること。

(ア) 長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められること

- ① 引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この10年以上の期間のうち就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き5年以上本邦に在留していることを要する（以下「本邦在留要件」という。）。

(注) 永住許可申請の直近5年間において、就労資格又は居住資格により引き続き本邦に在留していることは必要である。永住許可申請の直近5年間を就労資格及び居住資格の両方の在留資格で在留している場合は、当該在

留資格による在留期間を合計した期間で評価する。

- ② 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

(注) 当面、在留期間「3年」を有する場合は、「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

(注) 経済連携協定(EPA)看護師候補者等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含めないが、EPA看護師等として在留した期間は就労資格をもって在留している期間に含める。

- (イ) 公的義務(納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務)を適正に履行していることを含め、法令を遵守していること。

(注1) 地方税について

確認対象期間は上記イに同じ。なお、日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子については申請時の直近1年間、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者及び養子については申請時の直近3年間とする。

- ① 例えば納税の申告を適正に行っているが、その一部しか納税されていない場合や納税状況を確認する期間に継続して適正に納税されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。
- ② 申請時点において納税済みであったとしても、当初の納税期限内に納税されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納税期限後に納税していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあつては、消極的に評価しない。
- ③ 納税義務者である個人が得る給与や公的年金を支払う事業者(特別徴収義務者)が税金等を代わって預かりその徴収すべき税金等を納入させる特別徴収による地方税等の未納がある等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。
- ④ 被扶養者である場合にあつては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑤

⑥

(注2) 国税について

源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税の5税目について納税状況を確認する。

① 未納があることが判明した税目については、必要に応じて追加資料を求めて納税状況を確認する。一部しか納税されていない場合は公的義務を履行していることには当たらない。

② 本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

③ 納税証明書(その3)は、証明日現在において確認対象税目に未納がないことを証明するものであり、申請人が同証明書を取得する際に対象期間の指定は不要である。

[Redacted]

④ 被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑤ [Redacted]

(注3) 年金保険料（国民年金及び厚生年金）について

確認対象期間は、申請時から直近2年間とする。ただし、上記イ（ア）及び日本人、永住者又は特別永住者の実子又は特別養子に該当する者については直近1年間とする。

① 保険料が一部しか納付されていない場合や納付状況を確認する期間に継続して適正に納付されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。

② 申請時点において納付済みであったとしても、当初の納付期限内に納付されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納付期限後に納付していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあっては、消極的に評価しない。

③ 所属企業が厚生年金保険料を支払っていない場合等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。

④ 被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑤ [Redacted]

⑥

(注4) 医療保険料(健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険)について
確認対象期間は上記(注3)に同じ。

- ① 申請時に社会保険に加入している者であっても、確認対象期間のうち国民健康保険に加入していた期間がある者については、当該期間分に係る納付状況について確認することに留意する。
- ② 申請時点において納付済みであったとしても、当初の納付期限内に納付されていなかった場合には、原則として消極的に評価する。ただし、納付期限後に納付していることについて、やむを得ない事情が認められる場合にあっては、消極的に評価しない。
- ③ 保険料が一部しか納付されていない場合や納付状況を確認する期間に継続して適正に納付されていない場合は、公的義務を履行していることには当たらない。
- ④ 所属企業が健康保険料を支払っていない場合等本人の責めに帰することのできない事由により未納となっている場合は、そのことを理由に当該要件に適合しないものとして扱わない。
- ⑤ 被扶養者である場合にあっては、扶養者が公的義務を履行しているなど法令を遵守していることが必要である。

⑥

⑦

(注5) 申請人が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主である場合
健康保険・厚生年金保険の加入状況及び保険料の納付状況について確認する。

①

②

(注6) 届出等の義務について

申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を適正に履行していることを確認する。

(注7) 再申請について

確認対象期間に税及び保険料の未納が認められた場合等、公的義務不履行により不許可処分とした者から、未納分について追納したとして再申請があった場合においても、追納されたことをもって国益要件への不適合事由が治癒されたと評価することは適当ではなく、当該再申請時から算出される新たな確認対象期間において公的義務が適正に履行されていることが必要である。

(注8)

(ウ) 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

[Redacted text block]

(エ) 著しく公益を害する行為をするおそれがないと認められること

[Redacted text block]

①

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

○

[Redacted text block]

○

(注)

[Redacted text block]

②

[Redacted text block]

③

(オ)

①

②

③

(注)

(カ) 公共の負担となっていないこと

① 入管法第22条第2項ただし書き又は第61条の2の11の適用を受けない者が、公共の負担となっている場合、独立生計要件を満たさないものと判断される。

② 入管法第22条第2項ただし書きの適用を受ける日本人、永住者又は特別永

住者の配偶者及び子の場合、公共の負担となっていたとしても、「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」の要件に該当しないことをもって、永住許可の法律上の要件を満たさないとすることはできない。

4 特例

申請人が次の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによる。

(1) 日本人、永住者又は特別永住者の配偶者、実子又は特別養子
素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

なお、本邦在留要件については、次のとおりとする。

ア 配偶者については、実体を伴った婚姻が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。

(注) ①

②

③

イ 実子又は特別養子については、引き続き1年以上本邦に在留していること。

(注) ①

②

(2) 日本人、永住者又は特別永住者の養子（特別養子を除く。）

素行善良要件及び独立生計要件に適合することを要しない。

(3) 難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民

ア 独立生計要件に適合することを要しない。

イ 本邦在留要件については、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

(注)

(4) インドシナ定住難民

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

(5) 「定住者」の在留資格を有する者

本邦在留要件については、「定住者」の在留資格を付与された後、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

(注)

(6) 構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において当該特区の特定事業等に従事し、当該事業において我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き3年以上本邦において在留していることで足りる。

(7) 地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、特定活動告示36号又は37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者

本邦在留要件については、引き続き3年以上本邦に在留していることで足りる。

(8) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること。

(注) この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果70点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ 永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること

(注1)

(注2)

(9) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること。

(注) この「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果80点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

イ 永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められ、1年以上継続して80点以上の点数を有し本邦に在留していること。

(注1)

(注2)

(10) 特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「特別高度人材」として1年以上継続して本邦に在留していること。

イ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点
を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

(11) 外交、社会、経済、文化等の分野における我が国への貢献があると認められる者

「『我が国への貢献』に関するガイドライン」に該当する者の本邦在留要件につい
ては、引き続き5年以上本邦に在留していることで足りる。

5 在留資格の取得による永住許可

申請人が次のいずれにも該当する者であること。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 永住者又は特別永住者の子として本邦で出生した者で、入管法第22条第2項本文た
だし書に該当する者であるもの

ただし、入管特例法第4条に規定する特別永住許可申請の対象者の場合は、これを
許可せず、市区町村における特別永住許可申請を案内する。

イ 日本国籍を離脱した者で、入管法第22条第2項本文ただし書に該当する者であるも
の

(2) 国益要件の適合性判断においては、本邦在留要件を除く他の要件に適合する者である
こと。

ただし、次の場合は、これに適合しないものとする。

ア

イ

ウ

(注1)

(注2) 取得永住許可申請に対する処分は、入管法第22条の2第1項に規定する期間（出
生その他の事由が生じた日から60日）内に行わなければならない。

(注3) 取得永住許可申請があった場合において、当該取得永住許可申請については不許可
が見込まれるものの、入管法別表第二所定のいずれかの在留資格につき取得許可が見
込まれる場合には、在留資格取得許可申請を併せて受け付けて差し支えない。

この場合において、審査の結果、取得永住許可申請は不許可となるものの、在留資

格取得許可申請が許可となる場合には、取得永住不許可処分に併せて在留資格取得許可処分を行う。

また、取得永住許可申請を許可とする場合には、在留資格取得許可申請を終止処分とする。

6 審査における留意点

(1)

(2)

ア

イ

ウ

(注)

本邦入国後1年で永住許可を受ける高度人材外国人の配偶者又は同一世帯に所属する子については、当該高度人材外国人と同時に永住を許可せず、おおむね3年の在留状況や本邦定着性を確認の上、永住の可否を判断する。

エ

	[Redacted]
	[Redacted]
オ	[Redacted]
	[Redacted]
カ	[Redacted]
	[Redacted]
キ	[Redacted]
	[Redacted]
ク	[Redacted]
	[Redacted]
ケ	[Redacted]
	[Redacted]
コ	[Redacted]
	[Redacted]
(3)	[Redacted]
	[Redacted]
ア	[Redacted]
	[Redacted]

イ

(4)

(注)

(5)

(注)

(6)

(注)

(7)

(注)

(8)

(注)

(9)

ア

イ

ウ

(10)

(11)

(12)

(13)

ア

イ

ウ

(注)

(14)

ア

イ

(15)

7 請訓

(1)

(2)

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

8 永住許可申請中の在留期間更新について

在留資格の変更による永住許可申請については、他の在留資格変更許可申請とは異なり、在留期間の特例の適用はなく、また、現に有する在留期間が経過した場合は、住民基本台帳から抹消されることから、在留期間が経過する前に許否の処分を行わなければならない。

したがって、申請受付時に在留期間更新許可申請の案内をするほか、審査中（請訓中を含む。）においては、定期的に進行管理を行い、当該在留期間が経過しないよう留意する。

9 「家族滞在」の在留資格をもって在留する子の扶養者に対する永住許可についての留意点

「家族滞在」の在留資格をもって在留する子の扶養者についてのみ永住を許可する場合、当該子は在留資格該当性を失い、「定住者」（第6号イ）等への在留資格変更許可を受ける必要があるが、当該子が成人に達している場合等、該当する在留資格が存在しない場合があることから、扶養者についてのみ永住を許可する場合には、当該子の在留資格の変更の可否についても検討する必要があることに留意する。

10 永住者からの在留資格変更

「永住者」の在留資格から他の在留資格への変更申請については、永住者の在留資格が活動に制限がなく、かつ、在留期限がないことを説明の上、なお申請人が他の在留資格への変更を希望する場合は、変更を希望する合理的な理由があり、かつ、許可要件に適合する限り、許可することとして差し支えない。

11 立証資料

(1) 第31節別表のとおり

(2) 前記4(8)又は(9)に該当する場合に共通する資料

前記(1)のほか、永住許可申請の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第9節第2の5(3)の表に掲げる資料

なお、所得及び納税状況を証明する資料の取扱いについては、後記(3)イ又は(4)イのとおり。

(3) 前記4(8)イに該当する場合

ア 前記(1)及び(2)のほか、永住許可申請の3年前の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第9節第2の5(3)の表に掲げる資料

イ 申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近3年分の資料の提出を求める。

(4) 前記4(9)に該当する場合

ア 前記(1)及び(2)のほか、次のいずれかの資料

(ア) ポイント計算の結果80点以上であったことが記載された別記第27号の2様式(高度専門職ポイント計算結果通知書)

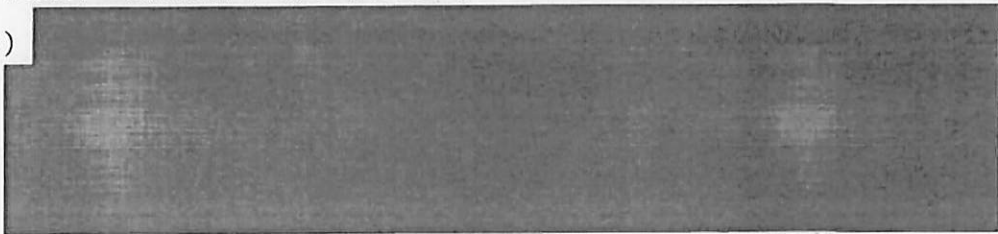
(注) 紛失等により提出できない場合には、同通知書を提出できない理由を記載した申立書の提出を求める。

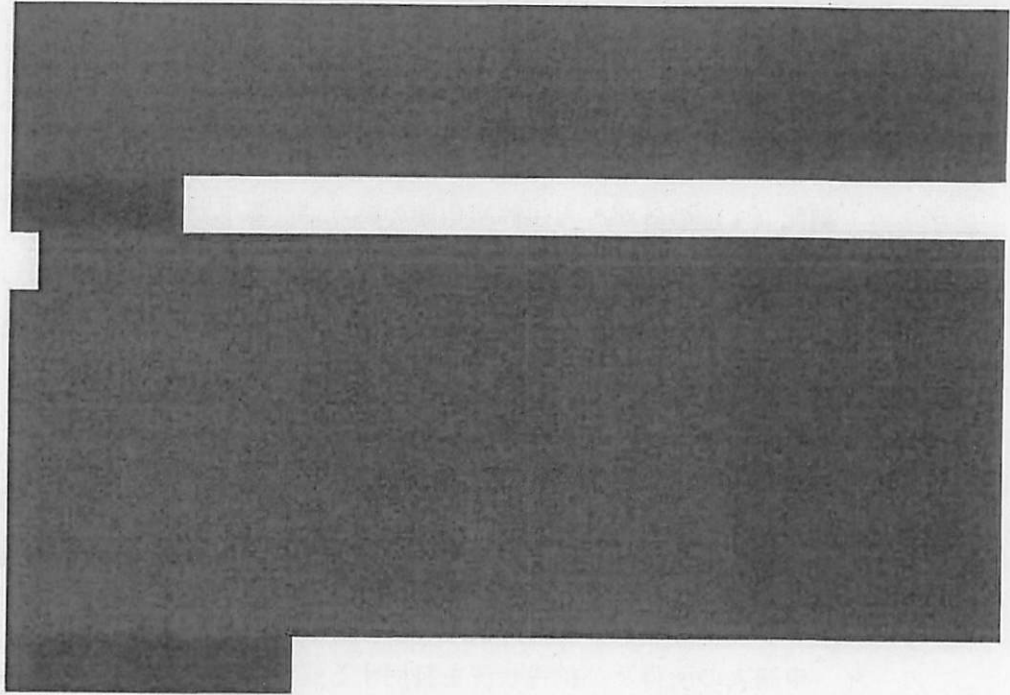
(イ) 永住許可申請の1年前の時点で計算した高度専門職ポイント計算表及びポイント計算表の各項目に応じ第9節第2の5(3)の表に掲げる資料

イ 申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近1年分の資料の提出を求める。

(注1) 過去の申請における資料の転用は、第9編第2章第2節第2の4(1)イの規定に準じることとするが、前記4(8)ア又は4(9)アに該当する場合で、学歴等変更のない資料については、過去の「高度専門職」の申請の際に提出した資料の転用を認めて差し支えない。

(注2)





(5) 前記4 (10) に該当する場合

ア 前記(1)のほか、次のいずれかの資料

(ア) 特別高度人材証明書の写し及び年収を証明する資料

(イ) 学歴又は職歴を証する文書(卒業証明書、在職証明書等)及び年収を証明する資料

イ 申請人の所得及び納税状況を証明する資料については、永住許可申請時における申請人の在留資格にかかわらず、直近1年分の資料の提出を求める。

第2 応用・資料編

① 永住許可に関するガイドライン（令和6年11月18日改定）

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

(2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。

※ 公的義務の履行について、申請時点において納税（納付）済みであったとしても、当初の納税（納付）期限内に履行されていない場合は、原則として消極的に評価されます。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（1）及び（2）に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民の場合には、（2）に適合することを要しない。

2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

- (3) 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること
- (4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること
- (5) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第16項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄の活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第36号又は第37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者の場合、3年以上継続して本邦に在留していること
- (6) 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（以下「高度専門職省令」という。）に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること。
 - イ 永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること。
- (7) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること。
 - イ 永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められ、1年以上継続して80点以上の点数を有し本邦に在留していること。
- (8) 特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 「特別高度人材」として1年以上継続して本邦に在留していること。
 - イ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点_ニを基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

(注1)本ガイドラインについては、当面、在留期間「3年」を有する場合は、前記1(3)ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

(注2)前記2(6)アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果70点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記2(7)アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果80点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記2(8)アの「特別高度人材」とは、特別高度人材省令に規定する基準に該当すると認められて在留している者が該当する。

② 「我が国への貢献」に関するガイドライン(平成29年4月26日改定)

次のいずれかに該当し、かつ、5年以上日本において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。

1 各分野に共通

- 国際機関若しくは外国政府又はこれらに準ずる機関から、国際社会において権威あるものとして評価されている賞を受けた者
例：ノーベル賞、フィールズ賞、プリッカー賞、レジオンドヌール勲章
- 日本政府から次のような賞を受けた者
国民栄誉賞、勲章、文化勲章又は褒章(紺綬褒章及び遺族追賞を除く)、日本国際賞
- 日本政府又は地方自治体から委員等として任命、委嘱等されて公共の利益を目的とする活動をおおむね3年以上行った者
- 医療、教育その他の職業活動を通じて、日本社会又は地域社会の維持、発展に多大な貢献のあった者

2 外交分野

- 外交使節団又は領事機関の構成員として我が国で勤務し、日本とその者の派遣国との友好又は文化交流の増進に功績があった者
- 日本の加盟する国際機関の事務局長、事務局次長又はこれらと同等以上の役職として勤務した経歴を有する者

3 経済・産業分野

- 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の経営におおむね3年以上従事している者又はかつてこれらの企業の経営におおむね3年以上従事したことがある者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- 日本国内の企業の経営におおむね3年以上従事したことがある者で、その間に継続して1億円以上の投資を行うことにより我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

者

- 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の管理職又はこれに準ずる職務におおむね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- 我が国の産業の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者
例：グッドデザイン賞（財団法人日本産業デザイン振興会主催）の大賞又は特別賞
- 先端技術者、高度技術者等としての活動により、我が国の農林水産業、工業、商業その他の産業の発展に多大な貢献があった者
- I o T又は再生医療等の「成長分野」の発展に寄与するものとして事業所管省庁が関与するプロジェクトにおおむね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者

4 文化・芸術分野

- 文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野における権威あるものとして一般的評価を受けている賞を受けた者
例：ベネチア・ビエンナーレ金獅子賞、高松宮殿下記念世界文化賞、アカデミー賞各賞、カンヌ映画祭各賞、ベネチア映画祭各賞、ベルリン映画祭各賞
- 文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野で指導者又は指導的地位にある者として、おおむね3年以上日本で活動し、日本の文化の向上に貢献のあった者

5 教育分野

- 学校教育法に定める日本の大学又はこれに準ずる機関の常勤又はこれと同等の勤務の実体を有する教授、准教授又は講師として、日本でおおむね3年以上教育活動に従事している者又はかつて日本でおおむね3年以上これらの職務に従事したことがある者で、日本の高等教育の水準の向上に貢献のあった者

6 研究分野

- 研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる次の者
 - ① 研究活動の成果としての論文等が学術雑誌等に掲載され、その論文が他の研究者の論文等に複数引用されている者
 - ② 公平な審査過程を経て掲載が決定される学術雑誌等へ研究活動の成果としての論文等が複数掲載されたことがある者
 - ③ 権威ある学術雑誌等に研究活動の成果としての論文等が多数掲載されている者

- ④ 権威あるものとして一般的に評価されている学会において、高い評価を受けて講演等をしたことがある者

7 スポーツの分野

- オリンピック大会、世界選手権等の世界規模で行われる著名なスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、日本における当該スポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者
- 国際的規模で開催されるスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、おおむね3年以上日本においてスポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者
- 我が国におけるスポーツ等の振興に多大な貢献のあった者

8 その他の分野

- 社会・福祉分野において、日本社会の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者
例：ワンモアライフ勤労者ボランティア賞、社会貢献者表彰の各賞
- 日本における公益的活動を通じて、我が国の社会、福祉に多大な貢献のあった者